京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則を公布する。 令和2年9月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第 3 9 号

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則 京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第14号」の右に「に掲げる電子署名等に係る地方公共 団体情報システム機構の認証業務に関する法律第67条第1項第1号若しくは第5号に掲 げる事務に係る手数料」を加え、同条第14号中「又は第5号」を「若しくは第5号」に、 「,京都市証明等手数料条例」を「又は京都市証明等手数料条例」に改め、「又は同条例 別表第7に掲げる住民票の不存在に関する証明書の交付に係る手数料」を削り、「又は区 役所出張所」を「,区役所出張所,地下鉄竹田駅証明書発行コーナー,地下鉄山科駅証明 書発行コーナー,地下鉄北大路駅証明書発行コーナー又は阪急桂駅証明書発行コーナー」 に改める。

第2条中第19号を第20号とし、第15号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、同条第14号の次に次の1号を加える。

(15) 京都市証明等手数料条例別表第7に掲げる住民票の不存在に関する証明書の交付に 係る手数料 区役所,区役所支所又は区役所出張所

附則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

(会計室)